

ベビーシッター利用支援事業のご案内

令和7年度

品川区子ども未来部
保育入園調整課

品川区では、2025年4月から2026年3月まで、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業を活用し、認可の保育所、地域型保育事業に入園できなかった0歳児から5歳児の児童が、保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部を負担軽減し、保護者の復職等をサポートします。

1. 利用対象者

年齢※	対 象 ・ 要 件
0～5歳児 ※	①児童および保護者が品川区に住民票があり、実際に居住していること。 ②保育認定を受け、認可保育園に入園申込をした結果、毎月不承諾であること。(注) ③保護者が産休、育児休業中でないこと。(ご利用日には、復職していること)

※2025年4月1日時点での年齢

(注)・4月入園申込については、1次・2次のいずれかの不承諾の場合に対象となります。

(いずれかで入園内定が出ている場合は、助成対象外になります。)

- ・認可保育所等の入園辞退、申込取り下げ、兄弟姉妹との入園条件に合致しないなどの理由により入園を希望しないときは、助成対象外です。
- ・求職活動認定の場合は、最初の2か月間が対象です。



本事業のホームページはこちら

2. 利用内容

料 金	1時間あたり150円(税込)			
本制度の対象となる時間帯	・月曜日から土曜日まで (祝日、休日および年末年始(12月29日から1月3日)を除く) ・午前7時から午後10時まで (1日あたり・1月あたりの利用上限あり)	認定区分	1日	1か月
		短時間	8時間	160時間
		標準時間	11時間	220時間

3. 手続きの流れ(裏面もあわせてご覧ください。)

- ①「ベビーシッター利用支援事業利用案内」「ベビーシッター利用支援事業利用約款」をお読みいただき、利用約款の記載事項すべてを確認し、同意します。
- ②「対象者確認申請書」を記入し、保育入園調整課・利用助成係まで提出します(郵送または持参)。
- ③区から「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」をご自宅あてに郵送します。
- ④上記対象者確認書の交付後、都指定のベビーシッター認定事業者と契約締結をします。
- ⑤ベビーシッター認定事業者との「契約書」をベビーシッター利用開始日の10日前(土日祝日を除く)までに保育入園調整課・利用助成係窓口まで持参し、「アカウント発行申請書」の手続きをします。
※育休・産休から復帰される方は、初回利用日から2週間以内に復職したことを確認できる書類を提出して下さい。
- ⑥都から事業委託された公益社団法人全国保育サービス協会が助成券発行のためのアカウントをご自宅へ郵送します。
(専用サイトにログイン後、ベビーシッター利用料金の割引を受けるためのクーポンコードを利用者が発行します。)



認定事業者
一覧はこちら

4. その他

- ①ベビーシッターご利用月と同一月に認可外保育施設を併用した場合、本事業による助成が優先され、認可外保育施設の助成金は対象外となります。
 - ②幼児教育・保育無償化に該当する世帯(3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児)は、実際の負担額(1時間150円)についても無償化の対象として別途請求ができます。
 - ③本制度に係る費用は、非課税となります。
- ※詳細につきましては、裏面の《問い合わせ先》へご連絡ください。

ベビーシッター利用支援事業 申請の流れ

・・・利用者に行っていただく内容

「対象者確認申請書」を区に提出します（持参or郵送）【利用者⇒区】

4～7日ほどでご自宅へ郵送します

「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書」を受領【区⇒利用者】

対象者確認書を持ち、指定事業者と契約交渉【利用者⇄事業者】

契約書を持参し、保育入園調整課・利用助成係窓口で「アカウント発行申請」手続きをします
【利用者⇒区】

全国保育サービス協会より「アカウント通知」が郵送されます
【全保サ⇒利用者】

アカウント申請から助成券発行まで
10営業日ほどかかります

助成券を発行し、ベビーシッターを利用します【利用者⇄事業者】



≪問い合わせ先・申請書提出先≫

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所 子ども未来部 保育入園調整課 利用助成係

電話：5742-6039